○総務省告示第二十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法
令和八年一月十六日	中道改革連合	東京都千代田区永田町一―一―一	山井　和則	常任幹事会	両院議員総会による承認及び選出

○総務省告示第二十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法
令和八年一月十六日	中道改革連合	東京都千代田区永田町一―一―一	山井　和則	常任幹事会	両院議員総会による承認及び選出

○中央選挙管理会告示第二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき同法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の六第八項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名	選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定
令和七年八月一日	みんなでつくる党（みんなでつくる党）	みんつく	東京都千代田区永田町二丁目九―六　全ビル四〇五	十　大津　彩香	選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定

○中央選挙管理会告示第三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
令和七年八月一日	チームみらい	みらい	東京都港区南麻布二丁目八番二一号SNS UG MINAMIAZABU三〇三	安野　貴博

○中央選挙管理会告示第四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和七年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
令和七年十月九日	自由民主党（自由民主党）	代表者の氏名	高市　早苗	石破　茂

○中央選挙管理会告示第五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
令和七年十月三十日	チームみらい	本部の所在地	東京都港区赤坂二丁目二一番五号	東京都港区南麻布二丁目八番二一号SNS UG MINAMIAZABU三〇三

○中央選挙管理会告示第六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
令和八年一月十六日	中道改革連合（中道改革連合）	中道	東京都千代田区永田町一―一―一	山井　和則

○厚生労働省告示第十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第二項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和六年度及び令和七年度における財政安定化基金拠出率（令和六年厚生労働省告示第二十七号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

令和八年一月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率は、十万分の三十八とする。